

平成 16 年 5 月 7 日政治倫理条例に関する懇談会会議要録

- 1 事務局次長が、あり方検討会における政治倫理条例制定の検討状況について報告した。
- 2 懇談会の会議結果について、テープ起こしをした会議概要記録（委員名を明記したもの）及び会議要録を公文書として記録に残し、ホームページにも随時掲載することを確認した。会議概要記録については、閲覧用として中央図書館、区役所 1 階の行政資料コーナーに置くことを報告した。懇談会会議要録については、次回開催前にファックス等で委員に送付することを確認した。
- 3 「地方議会、議員の役割及び権限について」を議論した。
 - ・ 自治体の将来を展望しどのような自治体をつくるのかを発言することが大事である。議員は区民とのパイプ役であることは否定しないが、本質的なものではない。
 - ・ 区政が専門化・高度化されている。議員の質を高めることが最大のポイントである。
 - ・ 議会が果たすべき役割を明確にすべきである。区民と議会との関係を入れるべきである。
 - ・ 新宿区がどうあるべきか。そのために議員がどう行動し、日々研鑽するのか。理念を作っていくべきである。
 - ・ 他の自治体が禁止事項を書いているのは必要だから書いている。中身を議論して、中身によっては他に表現がなければ禁止事項を入れることはやむをえない。
 - ・ 理念は条例の目的に書くのはよい。法律で決まっていることを条例に入れたいということではなく、区民が何を考えているかである。
 - ・ 条例の前文、目的に何を理想に活動していくかを入れることはよい。制限的なものを入れる必要はある。
 - ・ 区民が不正義と感じたときに、疑義を問う制度はすばらしい。なぜ、しほりをつけることを評価しないのか。区民がおかしいなと思ったら審査請求できる倫理条例を作っていきたい。
 - ・ 行政は直接区民の声を聴く努力をしている。議会はどうなのか。区民の声を議会に反映できる項目を入れていきたい。
 - ・ 開かれた議会としたい。禁止事項を列挙することは、罰則規定がなくても抑止力にはなる。
 - ・ 細かく規定してももれてしまい、対処しえない。議員の地位等について、法律の規定を課した形で、兼職・兼業の禁止、品位の保持の文言で全体を網羅していくべきである
 - ・ セクシャルハラスメント、性差別、パワーハラスメントについては、人権感覚を強く持つことが大切であり、これは品位の保持である。政治倫理審査会を設置し

て対処することが眼目である。

- ・ 執行機関が強くなっている。議員個々人が力をつけ、よい議会にしないとけない。
- 4 懇談会報告起草委員には、堀川副会長、志田委員、小野委員及び根岸委員の4名を決定し、委員長は堀川副会長とすることを決定した。
 - 5 次回の議題
「議会の役割、議員の役割」を議題とする。
 - 6 次回、5月28日に開催することを確認した。